

開発行為許可申請提出図書の一覧表

(別紙1)

綴じる 順 番	申 請 図 書 (含む添付書類)	自己の住宅	自己の業務	自 己 外 の 開 発	備 考
1	開 発 行 為 許 可 申 請 書	○	○	○	
2	設 計 説 明 書	—	○	○	
3	委 任 状	○	○	○	代理人に委任する場合 (連絡先電話番号記入)
4	設計者 設計資格を証する書類 (卒業証明、資格証明書、雇用者の勤務証明書)	○	○	○	開発区域の面積が1ha以上の場合に添付 (省令第19条を参照して下さい) *ただし、宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内で地上高が5mを超える擁壁の設置または、 1,500㎡を超える造成の場合は必要
5	申請者 ○資力・信用に関する書類 「法人の登記簿謄本(原本)」及び「役員の住民票若しくは個人番号カードの写し又はこれに類するもの」 事業経歴書 納税証明書(原本) 預金残高証明書又は融資証明誓約書	□ □ □ □	△ □ △ □ △ □ △ □	○ ○ ○ ○ □	* 交付後3ヶ月以内のもの (個人の場合は「住民票若しくは個人番号カードの写し又はこれに類するもの」) 法人税、所得税 * 預金残高証明または融資証明は金融機関が3か月以内の残高等を証明したもの (複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの)
6	資金計画書	□	△ □	○	
7	工事施行者 ○施工能力に関する書類 法人の登記簿謄本(原本) 事業経歴書 建設業の許可の写し等	□ □ □	△ □ △ □ △ □	○ ○ ○	* 交付後3ヶ月以内のもの (個人の場合は住民票の写し等)
8	開発行為についての協議報告書	○	○	○	
9	開発行為施行同意概要書 (公共施設の管理者の同意書)	○	○	○	
10	消防長または消防長にかわる市町村長の同意書 (原本)	—	○	○	
11	水利組合等との協議結果報告書	○	○	○	汚水、雨水その他地表水を排水するための水利組合等との協議結果を報告 (1) 協議相手 (2) 放流先 (3) 同意の有無を記載し、同意を得られなかった場合は、都市計画法第33条第1項第3号の規定に基づき、「排水によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないこと」の説明が必要
12	地 籍 図 (公図、不動産登記法第17条地図の写し)	○	○	○	申請の区域、公共施設を色分け (申請区域(黄)・道(赤)・水路(青)等) * 交付後3ヶ月以内のもの
13	登記簿謄本(原本)	○	○	○	申請地及び関連する土地 * 交付後3ヶ月以内のもの

(凡例) ○：提出必要 △：開発区域の面積が1ha以上の場合に提出必要

—：提出不要 □：盛土規制法のみなし許可に該当する場合に提出必要

